

日本語教師の学び直し・復帰促進アップデート研修事業委託要項

令和5年8月25日
文化庁次長決定

1 趣旨

日本語教育機関の認定制度や日本語教師の新たな国家資格制度を創設するため、「日本語教育の適切かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」が令和5年6月に成立したところである。

この法律において、認定日本語教育機関で日本語教育を行うために必要な知識及び技能に関する日本語教員試験に合格し、文部科学大臣（以下、「大臣」という。）の登録を受けた「登録実践研修機関」が実施する「実践研修」の修了者は、「登録日本語教員」として、大臣の登録を受けることができる。一定の要件を満たす現職日本語教師等に関しては、円滑に登録日本語教員としての登録を受けられるように、また学び直しの観点も併せて、経験者基礎講習を行い、日本語教員試験や実践研修の免除を含めた経過措置を設けることを想定している。

本事業は、現職日本語教師等について、「日本語教育のための教員養成について」（平成12年調査研究協力者会議報告）及び「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改訂版」（平成31年文化審議会国語分科会報告）以降に新たに加えられた教育内容や近年の状況変化を踏まえ、内容に変更のあった教育内容等、新たに習得が必要と考えられる知識について、筆記試験の代替となる講習映像コンテンツ等に加え、経過措置適用への一誘因として現職から離れた元日本語教師の学び直しのためのコンテンツ作成等を行い、現職日本語教師等の円滑な資格移行を促し、制度移行時の日本語教師の質的・量的な確保に資するものである。

2 委託業務の内容

文化庁は上記1の趣旨を実現するため、以下の業務を委託する。

- (1) 経験者基礎講習に係る講義映像の作成
- (2) 同講習に係る講義資料・教材の作成
- (3) 同講習に係る単元確認試験問題及び解答・解説の作成
- (4) 学び直しのためのコンテンツの作成
- (5) 上記の業務に係る必要な業務の実施

3 業務の委託先

文化庁は、法人格を有する団体に業務を委託する。

4 委託期間

契約を締結した日から契約期間満了日までとする。

5 委託手続

- (1) 団体が業務の委託を受けようとするときは、業務計画書等を文化庁に提出するものとする。
- (2) 文化庁は、上記(1)により提出された業務計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合は、当該団体と委託契約書を取り交わし、業務を委託する。

6 委託経費

- (1) 文化庁は、予算の範囲内で業務に要する経費（「人件費」、「事業費（諸謝金、旅費、借損料、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、印刷製本費、消費税相当額）」、「一般管理費」、「再委託費」）を委託費として支出する。
- (2) 文化庁は、受託団体が本契約の定め違反し、又は委託業務の遂行が困難であると認めたときは、契約を解除すること又は経費の全部もしくは一部について返還を命じることができる。

7 再委託

本事業の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本事業の一部を再委託することができる。

8 業務完了（廃止等）の報告

受託団体は、業務が完了したとき（契約を解除したときを含む）、廃止又は中止したとき（以下「廃止等」という。）は、委託業務完了（廃止）報告書を作成し、完了（廃止）した日から30日を経過した日、又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、文化庁に提出しなければならない。

9 委託費の額の確定

- (1) 文化庁は、上記8により提出された委託業務完了報告書について照合（必要に応じて行う現地調査を含む。）を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、受託団体へ通知するものとする。
- (2) 上記(1)の確定額は、業務に要した実支出額と委託契約額のいずれか低い額とする。

10 その他

- (1) 文化庁は、受託団体における業務の実施が上記1の趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (2) 文化庁は、本委託業務の実施に当たり、受託団体の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るために協力する。
- (3) 文化庁は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) 受託団体は、本委託業務の実施の過程で知り得た事項については、その秘密を保持しなければならない。
- (5) この要項で定める事項のほか、本業務委託の実施に当たり必要な事項については、文化庁委託業務実施要領に定めるところによる。